

**Issue 53, April 2016** 

# 「IFRS第9号の保険者への適用を 延期するための要件が拡大された ことを歓迎する企業は多いだろう」

KPMG International Standards Group, KPMGグローバルIFRS 保険リーダー

Joachim Kölschbach

## 内容

IFRS第9号の一時的免除-適格要件	2
IFRS第9号の一時的免除-開示	5
上書きアプローチ	9
別表:IASBの再審議の要約	12
マイルストーンと今後のスケジュール	14

# IFRS第9号の適用を延期するための 要件を修正

2016年4月の会議において、IASBは公開草案「IFRS第9号『金融商品』のIFRS 第4号『保険契約』との適用(IFRS第4号の修正案)」(以下、「本公開草案」)に対するフィードバックを受け、IFRS第9号の適用を延期するための適格要件を拡大し、それに関する追加的な開示を導入した。また、上書きアプローチに関する決定も行った。

## IFRS第9号適用の一時的免除-適格要件

フィードバックでは、IFRS第9号適用の一時的免除の要件を満たす企業の範囲が狭過ぎることが示唆されており、適格となる企業数が増えるように企業の活動が支配的であることの要件を変更することが提案されていた。その結果、IASBはその適格要件を修正し、支配的活動が「保険関連の」活動であるという要件を加えた。その活動には、当期純利益を通じて公正価値で測定する(FVTPL)投資契約及び保険活動に関連する「その他の」負債を発行することも含まれるが、閾値の引き上げも行われている。

# IFRS第9号適用の一時的免除-開示

IASBは一部の開示は承認し、その他の開示は財務諸表作成者に過度のコスト負担が生じないようにする形で、かつ財務諸表利用者がIFRS第9号適用の一時的免除を利用している企業と利用していない企業を比較できるように修正した。また、連結財務諸表では提供されていないものの、個別財務諸表で関連する期間において公表されているIFRS第9号の情報を企業は参照することになる。

# 上書きアプローチ

IASBは、適格金融資産には、企業が規制上または自己資本の要件のために保有する超過資産に関連する金融資産を含めることができることを明確にした。また、IASBは本公開草案で提案した上書きアプローチのその他の論点については承認し、上書き調整の包括利益計算書での表示に関するその他の論点のうち、企業間の比較可能性を改善する可能性のあるものについては修正した。

### 次のステップ

2016年5月に、IASBは残りの技術的論点について審議する予定である。IFRS第4号の最終改訂版は、現時点では2016年9月に公表される見通しである。

# IFRS第9号適用の一時的免除

IASBは、企業がIFRS第9号適用の 一時的免除を適用するための要件 を拡大した。

# 適格要件

#### 論点

本公開草案は、IFRS第4号の範囲に含まれる契約を発行する企業に対して、その契約を発行する活動がその報告企業にとって支配的である場合には、IFRS第9号の適用を一時的に免除することを認めることを提案した1。本公開草案は、保険活動が支配的であるか否かの評価は、この一時的免除がなければIFRS第9号の適用が要求されたであろう日における企業の負債の帳簿価額合計に対する、IFRS第4号の範囲に含まれる契約から生じる企業の負債の帳簿価額の比率に基づいて行うことを提案した。本公開草案は、保険活動が支配的であることについての評価に定量的閾値を設けることを提案しなかったが、企業の保険活動がその企業の負債合計の75%を占めていても支配的であるとはみなされないことを示す設例を含んでいる。

市場関係者からのフィードバックでは、この一時的免除の要件を満たす企業の範囲が狭過ぎるという意見が大半であることが示されていた。支配的であることの判定案を適用すれば、自らを「純粋な保険者」とみなしている多くの企業がこの一時的免除の対象外となるところであった。したがって、市場関係者は支配的であることの要件を変更して、この一時的免除の要件を満たす企業数を増やすことを提案した<sup>2</sup>。

一部の市場関係者は、企業は自らがこの一時的免除の要件を満たしていないことが判明すれば、IFRS第9号を適用するのに十分な時間を確保する必要があるため、提案された2018年1月1日の予定日よりもはるかに早い時期に、この一時的免除の要件を満たしているか否かを評価する必要があることを指摘した。

したがって、IASBはこの一時的免除に関する本公開草案の適格要件及び評価要件の改訂を検討することを決定した。

### IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、以下を提案した。

# 提案 論拠

#### 適格要件

企業にIFRS第9号適用の一時的免除を認める要件は、以下のようにするべきである。

- 1. 企業が過去にIFRS第9号のどの版も 適用したことがない(自己の信用リ スクに関する規定のみを適用してい る場合を除く)という要件を残す。
- 企業がすでにIFRS第9号を適用している場合にIAS第39号を再度適用することを認めてはならない根拠は、市場関係者が提起した懸念が、企業が現在IAS第39号を適用しており、その後に新たな保険契約に関する基準書を適用する前にIFRS第9号を適用する場合にのみ発生するものだからである。企業がすでにIFRS第9号を適用している場合には、このようなコストはすでに発生している。
- 支配的であることの要件は、定量的なものにすれば評価の目的をより明確に説明し、理解し、適用することができるため、定性的ではなく定量的なものとすべきである。

<sup>1</sup> 詳細な情報については、KPMGの刊行物「New on the Horizon: Insurance amendments」を参照。

<sup>2</sup> フィードバックに関する詳細な情報は、KPMGの「IFRS – Insurance Newsletter – Issue 52」を参照。

提案 論拠

## 適格要件(続き)

- 2. 企業の支配的活動を以下の活動から 成る保険関連の活動とするように要 件を修正する。
  - a. その契約から生じる負債の帳簿価額が企業の負債の帳簿価額合計と比べて重要な負債を生じさせる、IFRS第4号の範囲に含まれる契約の発行
  - b. IAS第39号「金融商品:認識及 び測定」に基づきFVTPLで測定 する投資契約の発行
- 比率の計算基礎として負債を用いる 方が、より変動性の高い包括利益計 算書からの金額を用いるよりは望ま しい。
- 保険会社が投資契約を発行している場合には、IAS第39号に基づきFVTPLで測定される投資契約を保険活動とみなすべきである。なぜなら、このような投資契約は、重要な保険リスクを伴う類似の商品とともに販売されることが多く、保険契約として規制されている(すなわち、保険関連の活動である)からである。

## 企業の支配的活動が保険関連の活動か否かの評価

支配比率を以下のように定式化すべきで ある。

> [保険関連の活動から生じる負債] + [その活動に付随する「その他の」負債]

#### 支配比率=-

企業の負債の帳簿価額合計

- 保険関連の活動から生じる負債は、 上記(2)(a)及び(b)項で説明した契約 から生じる負債とすべきである。
- IASBは、保険関連の活動に付随する 「その他の」負債の例を提供すべき である。

さらに、支配比率が以下のいずれかの場合にのみ、企業の支配的活動が保険関連 の活動であるとみなすべきである。

- 90%超
- 80%超90%以下で、かつ企業が保険 に関連しない重要な活動を有してい ないという証拠を提供できる。

- IFRS第4号の範囲に含まれないその 他の負債も、保険活動に関連する場 合には、支配比率の計算に含めるべ きである。
- 負債に関する調整を支配比率に加える場合には、分子にその調整を反映させ、分母には企業の総負債を反映させるべきである。そうすることによって、理解が容易になり、財政状態計算書上の金額に関連付けることができる。
- 本公開草案で提案した閾値は、支配 的であることの要件の修正を反映し て引き上げるべきである。
- 支配比率が80%超90%以下の場合に 企業に追加的要因の検討を要求する ことで、企業が重要とみなされる非 保険活動を少なくとも1つ有してい るか否かを適切に評価できるように なる。

#### 評価日

- 1. 一次テスト: 企業には、通常2015年 4月1日から2016年3月31日までの間 の年次報告日(すなわち、評価日) 現在に計上された負債の帳簿価額を 用いて支配比率を計算するよう要求 すべきである。
- 2. 二次テスト: ただし、評価日までの 年次報告期間における市場変動が企 業の支配比率に著しい影響を及ぼす (すなわち、企業のいずれの負債の 帳簿価額にも影響を及ぼす)場合に は、企業には、一次テストで参照し た日より前の3年間の年次財政状態 計算書上の関連する帳簿価額の平均 値を用いて支配比率を計算するよう 要求すべきである。
- 企業に最新の情報を用いるよう要求することと、企業がIFRS第9号適用の一時的免除の要件を満たしているか否かが定まらない「待機」期間を縮小することとの間には、二律背反の関係がある。
- 評価日を2017年としても、企業が 2018年にIFRS第9号を適用しなけれ ばならないか否かが定まらない状況 を大幅に減らせるとは限らない。
- 評価日までの期間における異常な市場変動が、企業が支配的であることの要件を満たすか否かに影響を及ぼす可能性があるのは、その市場変動によって、現在の割引率を用いて測定される負債(例:公正価値で測定される負債)の帳簿価額が影響を受ける可能性があるからである。

#### IASBの議論

IASBメンバーは、「保険関連の」活動及び「その他の」負債の意味をもう少し明らかにすることを提案した。それを受け、IASBスタッフは、ドラフト作成プロセスにおいてその検討を行うこととした。IASBメンバーはまた、支配的であることの判定で考慮されるその他の負債の例を最終改訂版に含めることを検討し、その負債を過度に限定的としないようにするようIASBスタッフに要請した。

一部のメンバーは、最終改訂版では、「企業の支配比率が80-90%である場合には、企業は残りの負債(すなわち、10-20%の非保険負債)に保険活動に関連しない重要な活動が少なくとも1つ含まれているか否かを評価しなければならない」というように、表現を明確にすることを提案した。

IASBメンバーはまた、支配的であることの評価は2015年4月1日から2016年3月31日までの年次報告日で(すなわち、一次テスト)のみ行い、二次テストを利用しないようにすることを提案した。

## IASBの決定

IASBは、適格要件及び企業の支配的活動が保険関連の活動か否かの評価について、IASBスタッフの提案に同意した。IASBはまた、支配比率の計算について、その評価日を2015年4月1日から2016年3月31日までの年次報告日とする案(すなわち、一次テスト)のみに同意した。

企業が保有しているすべての金融 資産について、追加的な開示を行 うことになる。

# 開示

#### 論点

アウトリーチ活動を通じて回収したフィードバックの中で、財務諸表利用者は、IFRS第9号 適用の一時的免除によって保険業種間及び他業種間の比較可能性が損なわれることになる という懸念を表明した。この懸念に対処するために、IASBは、財務諸表作成者に過度のコスト負担が生じることなく、財務諸表利用者がこの一時的免除を利用している企業と利用していない企業を比較できるような開示規定を提案した。この規定案は、IFRS第9号で要求される開示の一部と類似している。ただし、この規定案の焦点は金融資産の契約条件の評価にあり、これによって新たな保険契約に関する基準書を適用する前に事業モデルの評価を求められる企業の負担を軽減している。この規定案には、以下を開示することが含まれている。

- 「元本及び利息の支払いのみの判定」(SPPIテスト)を満たしていないことにより、 IFRS第9号に基づきFVTPLで測定することになる金融資産について、報告日現在の その公正価値及び報告期間中のその公正価値の変動
- IFRS第9号に基づくSPPIテストを満たし、かつ、売買目的で保有されていない、または公正価値ベースで管理されていない金融資産に関する信用リスクの情報
- 企業がIFRS第9号適用の一時的免除に適格であるという結論をどのようにして下したのか

本公開草案に回答した財務諸表作成者は、この開示規定案を過度な負担を課すものとみなしていた。例えば、企業にIFRS第9号とIAS第39号のシステムを並行して運用するよう要求するような開示は排除すべきであるとしていた。逆に、財務諸表利用者はこの開示を支持し、この開示によってIASBが表明した目的が達成されることになると考えた。ただし、財務諸表利用者は、IASBはIFRS第9号の情報の追加的な開示(予想信用損失に関する定量的情報等の開示を増やすこと等)を要求すべきであるとも述べていた。

### IASBスタッフの提案

寄せられたフィードバックを踏まえ、IASBスタッフは以下を提案した。

# 是案 │ 論拠

SPPIテストを満たしていない金融資産の公正価値

本公開草案の第37A(c)項で提案した開示 を修正し、企業に報告日現在の公正価値 及び報告期間中の公正価値の変動を以下 の項目別に開示するよう要求する。

- SPPIテストを満たしていない金融 資産
- その他すべての金融資産

IAS第39号に基づく帳簿価額が公正価値の合理的な近似値である場合には、企業にIFRS第7号「金融商品:開示」の第29(a)項に従って公正価値を開示するよう要求すべきでない。

- この開示規定案の修正を提案することによって、財務諸表利用者により 有用な情報を提供することになる。
- 財務諸表利用者がSPPIテストを満た していない企業の資産の重要性を理 解できる情報(本公開草案での開示 案)を提供するために、企業はSPPI テストを満たす金融資産の公正価値 も開示すべきである。
- 企業がすでにIFRS第7号に基づき公正 価値の情報の提供を要求されている ことから、この追加的な開示が財務諸 表作成者にとって過度な負担になることはないとIASBスタッフは考えた。

提案 論拠 SPPIテストを満たしていない金融資産の公正価値(続き) IFRS第7号との整合性を維持するた めに、IASBスタッフは、IAS第39号 に基づく帳簿価額が公正価値の合理 的な近似値である場合には企業にそ の利用を認めることを提案した。 第37A(c)項で提案した開示に加えて、財 このアプローチを適用する企業は、 務諸表利用者が金融資産の性質及び特徴 IFRS第9号を適用する企業が表示す を理解できるほどの十分な詳細さでこの ると見込まれる詳細さで開示すべき 情報を表示するよう、企業に要求する。 である。 SPPIテストを満たす金融資産の信用リスク・エクスポージャー 第37A(d)項で提案した開示に加えて、こ IASBスタッフは、信用リスクが低く の開示の範囲に含まれる報告日現在の信 ない一部の金融資産については、 用リスクが低くない金融資産について、 IFRS第9号とIAS第39号を適用して 企業がその公正価値及びIAS第39号に基 計算した減損金額の差額が著しくな づき測定した帳簿価額の総額を開示する る可能性があるため、その金融資産 ことを要求する。 についてのみ企業は追加的な情報を 提供すべきであるという一部の財務 諸表利用者からのフィードバックに 同意した。 大部分の保険者は高格付けの金融資 産を保有する傾向があり、この規定 は一部の金融資産にのみ適用される ことになるため、この規定が過度な 負担になることはないとIASBスタッ フは考えた。 財務諸表利用者のニーズに配慮しつ つ、財務諸表作成者の追加的なコス ト負担を抑制するためには、公正価 値及び帳簿価額の総額を開示するこ とだけを企業に要求すべきである。

IFRS第9号適用の一時的免除の適格要件

IFRS第9号適用の一時的免除を企業が適用 している旨及び企業がこの一時的免除に 適格であるという結論をどのようにして 下したのかを開示するという規定を残す。

また、企業は以下を開示すべきである。

- IFRS第4号の範囲に含まれる契約から生じる負債以外で、支配比率の分子に含まれる負債
- 支配比率が80%超90%以下である 場合に、企業の支配的活動が保険関 連の活動であると判定するのに用い た情報

- 回答者は、この開示案について何の 懸念も表明しなかった。
- 支配的であることの要件及び支配比率に関するIASBスタッフの提案の結果として、IFRS第9号適用の一時的免除に適格であるという結論を企業がどのようにして下したのかを説明する追加的な開示を要求すべきである。

#### その他の開示

IFRS第9号の情報のうち、連結財務諸表では提供されていないものの、個別財務諸表で関連する期間において公表されている情報を参照するよう企業に要求する開示を追加する。

- · この追加的な開示は、以下のように すべきである。
  - この開示は別の情報源を参照するの みであるため、財務諸表作成者に追 加的な負担を課さない。
  - 企業内のあるレベルではIFRS第9 号適用の一時的免除を企業は適用 するものの、別のレベルではIFRS 第9号に基づき報告を行っている 場合には、追加的な情報の参照を 提供する。

## IASBの議論

1名のIASBメンバーからの質問に答えて、IASBスタッフは、提案した開示の目的上、「信用リスク」という用語はIFRS第9号の定義と整合する形で定義され、最終改訂版のドラフト作成時にこの定義を明確にする予定であると述べた。別のIASBメンバーは、公正価値の変動に関する開示はIFRS第9号の一時的免除の適用初年度後に要求されることをIASBスタッフは明確にすることを提案した。

#### IASBの決定

IASBは、IASBスタッフの提案に同意したが、適格要件に関する開示の提案を明確にして、企業は支配比率が90%以下である場合にのみ、IFRS第4号の範囲に含まれる契約から生じる負債以外で支配比率の分子に含まれる負債を開示することで合意した。

# KPMGの所見

## 比較可能性

適格要件の拡大により、財務諸表利用者が保険者と考えている多くの企業が、IFRS 第9号の一時的免除の要件を満たす可能性が高い。ただし、保険に関連しない重要な活動(例:銀行業)を有する企業は、従来通りその要件を満たさない。

支配比率の修正(または目的適合化)により、この一時的免除を適用できる保険者は増加することになるため、保険者とみなされる企業間の比較可能性は向上することになる。ただし、保険業種に属する企業と他業種とを比較する際の財務諸表利用者にとっての比較可能性は、さらに損なわれる可能性もある。

#### 複雑性

支配比率の計算は、分子に含めるべき負債が追加されることにより、本公開草案で 提案されたものよりも複雑になる。これによって複雑性の増大が、アプローチの拡大による便益を上回ることがあってはならない。

#### コスト

企業は、この一時的免除を適用するか否かを判定する際には、本公開草案で提案された開示と2016年4月にIASBが同意した開示に伴う追加的なコストも考慮しなければならない。この情報の一部はすでに保険者にとって利用可能な場合もある(例:公正価値の情報は現行ではIFRS第7号によって要求されている)が、新たなプロセス及び内部統制の導入に伴うコストは、企業がIFRS第9号の適用を選択していれば発生しないであろう追加コストとなる可能性もある。

# 上書きアプローチ

IASBは、上書きアプローチを修 正することによって、企業間の比 較可能性を改善した。

# 論点

本公開草案への回答者は、上書きアプローチの規定案におおむね同意していた。しかし、 一部の回答者は、適格資産の要件及び上書き調整の影響を包括利益計算書に表示する方法 に関する提案によって、このアプローチが首尾一貫して適用されないことを懸念していた。

フィードバックを踏まえ、IASBは、上書きアプローチに修正すべき点があるか否かを検討した。

# IASBスタッフの提案

過去に実施したアウトリーチ活動を通じて得られたフィードバック及び本公開草案に寄せられた回答を踏まえ、IASBスタッフは、以下を提案した。

#### 

上書きアプローチの適格金融資産及びそれに関する開示

本公開草案の以下に関する提案を確認する。

- このアプローチの適格要件(本公開 草案の第35B項)
- 過去に認識した金融資産の指定に関する規定(第35E(a)-(c)項)
- 特定の開示(第37C及び37D(a)-(d)項)<sup>3</sup>

IASBスタッフは、IASBに以下を行うこと も提案した。

- 適格金融資産には、企業が規制上或 いは信用格付けまたは内部資本の要 件のために保有する超過資産を含め ることができることを明確にする。
- IFRS第4号の範囲に含まれる契約に 関連するものとして指定されている 金融資産をある法的事業体が保有し ているものの、同じ報告企業内の別 の法的事業体がその保険契約を発行 している場合には、上書きアプロー チを適用する金融資産を決定した根 拠を開示するよう企業に要求する。

- FRS第4号の範囲に含まれる契約に 関連する金融資産を識別すべき方法 について詳細なガイダンスを提供す ることによる便益と、上書きアプローチに適格可能な金融資産まで意 図せずに制限してしまうリスクを比 較考量する必要があった。
- IFRS第4号の範囲に含まれる契約を 発行していない法的事業体が保有す る金融資産への上書きアプローチの 適用を禁止することは、適切ではない。なぜなら、資産を合理的に組成 する方法は保険者によって様々だからである。例えば、IFRS第4号の範囲 に含まれる契約を発行する企業は、 その企業のIFRS第4号の契約に関連 する金融商品を保有し運用する子会 社を有している場合がある。
- IASBスタッフは、「IFRS第4号の範囲に含まれる契約に関連する金融資産」という用語には、企業が予想される保険金請求及び費用の水準から生じる負債の決済に充当するために保有する金融資産、並びに企業が規制上あるいは信用格付けまたは自己(内部)資本の要件を満たすために保有するその他(超過)資産を含めるべきであると指摘した。

<sup>3</sup> IASBスタッフが確認を求めて提案した具体的な文言を閲覧するには、公開草案ED/2015/11「IFRS第9号のIFRS第4号との適用」を参照。

提案 論拠

# 上書きアプローチの表示

本公開草案の上書きアプローチを適用する金融資産に係る利得及び損失の表示に関する第35C及び37D(e)項を修正し、企業に以下を行うよう要求する。

- それぞれの区分に、以下の項目を表示する。
  - 当期純利益に、IFRS第9号の適 用を反映する情報を、上書き調 整のための単一の独立の表示 科目で表示する。
  - OCIに、IAS第1号「財務諸表の 表示」と整合する形で、OCIの その他の構成項目とは別個に 上書き調整を表示する。
- 上書きアプローチが個々の表示科目 に及ぼす影響を財務諸表注記に開示 する。

- 当期純利益での表示に、IFRS第9号の 適用を追加の上書き調整とともに反 映すべき理由は、これによって、上 書きアプローチを適用せずにIFRS第 9号を適用する企業との比較可能性 が改善され、起こり得る混乱を避け られるからである。
- この規定は、上書きアプローチを適用する金融資産と、上書きアプローチを適用せずにIFRS第9号を適用する金融資産を有する複合金融機関にとって重要である。

# 上書きアプローチのその他の論点

# 本公開草案の以下に関する提案を確認する。

- 上書きアプローチの適用開始及び適用の中止(第35D、35E(d)及び35F項)
- 税引前純利益への上書き調整の適用 (BC24項)
- 上書きアプローチへの移行(第41K項)<sup>4</sup>
- 上書きアプローチの適用開始及び適用の中止に関する規定案が確認されれば、上書きアプローチは、IFRS第4号に基づく既存の会計処理と併せて、過去にIFRS第9号を適用したことのない企業のための移行時の負担軽減措置であるという考え方が反映されることになる。
- IASBスタッフは、上書き調整のいかなる税務上の影響も、IAS第12号「法人所得税」及びIAS第1号を適用することによって会計処理しなければならないと指摘した。
- 上書きアプローチを適用する企業は IFRS第9号も適用することになるため、この規定は(現行の本公開草案 にあるとおり)IFRS第9号の移行規定 と整合的であるべきである。

<sup>4</sup> IASBスタッフが確認を求めて提案した具体的な文言を閲覧するには、公開草案ED/2015/11「IFRS第9号のIFRS第4号との適用」を参照。

# IASBの議論

1名のIASBメンバーは、最終改訂版ではどの開示が不可欠なものとみなされるのかを明らかにすべきであるという一般的な懸念を表明した。別のIASBメンバーは、最終改訂版には上書き調整(税効果を含む)を包括利益計算書に表示する方法の例を含めるべきであると提案した。

# IASBの決定

IASBは、IASBスタッフの提案に同意した。IASBはまた、IFRS第4号の範囲に含まれる契約に関連するものとして指定されている金融資産をある法的事業体が保有しているものの、別の法的事業体がその保険契約を発行している場合には、それらの報告企業は、提案された開示とともに、それらの法的事業体の関係の内容を開示することで合意した。

# KPMGの所見

2016年4月に、IASBは、適格金融資産には企業が規制上または自己資本の要件のために保有する超過資産に関連する金融資産を含めることができることを明確にした。結果として、企業は、上書きアプローチに適格な金融資産の金額を増やすことができるようになる。この明確化によって、企業が上書きアプローチの適用に要するコストの一部を削減できるようにしなければならない。

# 別表:IASBの再審議の要約

IASBの審議	IASBの決定	公開草案から の変更の有無		
IFRS第9号適用の一時的免除				
適格要件	■ IASBは、本公開草案の以下の提案を確認した。 - 適格要件は、報告企業レベルでのみ評価する。 - 一定の有効期限を設ける(実際の期限は2016年5月に審議する予定)。	無		
	■ 企業は、以下のいずれにも該当する場合にのみ、2021年1月1日より前に開始する年次報告期間において、IFRS第9号ではなく、IAS第39号を適用することを認められる。	有		
	- 過去にIFRS第9号のどのバージョンも適用したことがない(自己の信用リスクに関 する規定のみを適用している場合を除く)。	無		
	<ul><li>企業の支配的活動が以下の活動から成る「保険関連の」活動である。</li><li>IFRS第4号の範囲に含まれる、その帳簿価額が企業の負債の帳簿価額合計と比べて重要な負債を生じさせる契約の発行</li></ul>	有		
	• IAS第39号に基づきFVTPLで測定する投資契約の発行			
支配比率	■ 支配比率は、以下のように算定することとする。	有		
	■ IASBは、保険関連の活動に付随する「その他の」負債の例を提供する。			
	<ul><li>■ 支配比率が以下のいずれかの場合にのみ、企業の支配的活動が保険関連の活動であるとみなされる。</li><li>- 90%超</li><li>- 80%超90%以下で、かつ企業が保険に関連しない重要な活動を有していないという証拠を提供できる。</li></ul>			
評価日	■ 企業は、2015年4月1日から2016年3月31日までの間の年次報告日(すなわち、評価日) 現在に計上された負債の帳簿価額を用いて支配比率を計算する。	有		
開示	■ 本公開草案の第37A(c)項で提案した開示を修正し、企業に報告日現在の公正価値及び報告期間中の公正価値の変動を、以下の項目別に開示するよう要求する。 - SPPIテストを満たしていない金融資産 - その他すべての金融資産(すなわち、SPPIである契約上のキャッシュフローを有する資産)	有		
	IAS第39号に基づく資産の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値である場合に は、企業は、IFRS第7号の第29(a)項に従って公正価値を開示する必要はない(例: 短期売掛債権)。	有		
	■ 企業は、この情報を、財務諸表利用者が金融資産の性質及び特徴を理解できるほどの 十分な詳細さで表示しなければならない。	有		
	■ 第37A(d)項で提案した開示を修正し、この開示の範囲に含まれる報告日現在の信用リスクが低くない金融資産について、企業にその公正価値及びIAS第39号に基づき測定した帳簿価額の総額を開示するよう要求する。	有		

IASBの審議	IASBの決定	公開草案から の変更の有無
開示(続き)	■ 企業は、以下を開示する。 - IFRS第9号適用の一時的免除を適用している旨(本公開草案の第37A(a)項) - 企業がこの一時的免除に適格であるという結論をどのようにして下したのか(本公開草案の第37A(b)項)	無
	■ IFRS第4号の範囲に含まれる契約から生じる負債の帳簿価額が総負債の90%以下である場合には、企業は以下を開示する。 - IFRS第4号の範囲に含まれる契約から生じる負債以外で、支配比率の分子に含まれる負債 - 企業の支配的活動が保険関連の活動であると判定するのに用いた情報	有
	■ 企業は、連結財務諸表では提供されていないものの、個別財務諸表で関連する期間に おいて公表されているIFRS第9号の情報を参照する。	有
上書きアプローラ	F	
適格要件	■ 上書きアプローチの選択は任意とする。	無
	■ IASBは、本公開草案の以下に関する提案を確認した。 - 上書きアプローチの適格要件(本公開草案の第35B項) - 過去に認識した金融資産の指定に関する規定(第35E(a)-(c)項) - 特定の開示(第37C及び37D(a)-(d)項) <sup>5</sup>	無
	■ 適格金融資産には、企業が規制上または内部資本の要件のために保有する超過資産を 含めることができる。	無
	■ IFRS第4号の範囲に含まれる契約に関連するものとして指定されている金融資産をある 法的事業体が保有しているものの、同じ報告企業内の別の法的事業体がその保険契約を 発行している場合には、企業は、(第37D(b)項と整合的に)上書きアプローチを適用す る金融資産を決定した根拠及びそれらの法的実体の関係の内容を開示する。	有
表示	<ul> <li>■ 上書きアプローチを適用する金融資産に係る利得及び損失について、企業は以下を行う。</li> <li>- 当期純利益に、IFRS第9号の適用を反映する情報を、上書き調整のための単一の独立の表示科目で表示する。</li> <li>- OCIに、上書き調整を、IAS第1号「財務諸表の表示」と整合する形で、OCIのその他の構成項目とは別個に表示する。</li> <li>- 上書きアプローチが個々の表示科目に及ぼす影響を財務諸表注記に開示する。</li> </ul>	有
その他	■ IASBは、本公開草案の以下に関する提案を確認した。 - 上書きアプローチの適用開始及び適用の中止(第35D、35E(d)及び35F項) - 税引前純利益への上書き調整の適用(BC24項) - 上書きアプローチへの移行(第41K項) <sup>5</sup>	無

<sup>5</sup> IASBスタッフが確認を求めて提案した具体的な文言を閲覧するには、公開草案ED/2015/11「IFRS第9号のIFRS第4号との適用」を参照。

# マイルストーンと今後のスケジュール

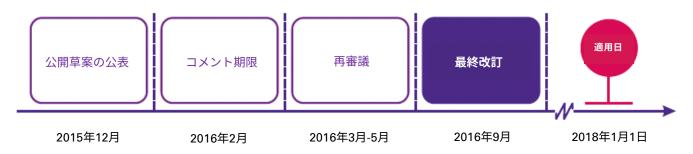
# IFRS第9号との関係

保険業界は、2つの基準書の適用日が相違すること(IFRS第9号については2018年、新たな保険契約に関する基準書については2020年または2021年)について重大な懸念を提起した。これには、短期間のうちに連続して2度の大幅な会計処理の変更が行われ、新たな保険契約に関する基準書の適用の前にIFRS第9号の分類及び測定規定を適用しなければならないことを踏まえ、金融資産の分類変更によって、当期純利益及びその他の包括利益(OCI)において会計上のミスマッチ及びボラティリティが一時的に増大する可能性があることに対する懸念も含まれている。このような影響によって、保険者の財務諸表作成者と財務諸表利用者の双方にとって、追加的なコスト及び複雑性が生じる可能性がある。

2015年12月、IASBは、このような懸念に対処するために、IFRS 第4号の改訂案を公表した。IASBは、この案について2016年2月8日 までコメントを募集し、2016年3月から再審議を開始した。

この公開草案に関する詳しい情報及び分析は、(KPMGの刊行物「New on the Horizon」を含む)Insurance topic pageを参照のこと。

新たな保険契約に関する基準書についてIASBの再審議において下された決定に関する詳しい情報は、KPMGの刊行物「IFRS - Insurance Newsletter - Issue 51」を参照のこと。



KPMGの出版物はプロジェクトの異なる側面を検討しています。

4	KPMGの出版物
1	IFRS Newsletter: Insurance (issued after IASB deliberations)
2	New on the Horizon: Insurance amendments (December 2015)
3	SlideShare: Insurance amendments (December 2015)
4	IFRS最新提案の解説:保険契約(公開草案 ED/2013/7) New on the Horizon: Insurance contracts
5	Challenges posed to insurers by IFRS 9's classification and measurement requirements
6	保険規制の進化 - 始まったばかりの進化の道 Evolving Insurance Regulation - The journey begins

関するKPMGの出版物を含む)は、<u>KPMGのウェブサイト</u>をご参照 ください。

保険契約プロジェクトに関する詳細な情報(IASBの保険の提案に IASBのウェブサイトには、ボード会議の概要、会議配布資料、 プロジェクトの要旨、ステータス・アップデートが掲載されて います。

## 編集・発行

# 有限責任 あずさ監査法人

# IFRSアドバイザリー室 ファイナンシャルサービス本部

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

このニューズレターは、KPMG KFRG Limitedが2016年4月に発行した「IFRS-Insurance Newsletter」を翻訳したものです。 翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありま せん。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降において の正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナル が特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

### www.kpmg.com/jp/ifrs/

IFRS保険ニューズレター(IFRS-Insurance Newsletter) は、KPMG が提供する、保険契約プロジェクト に関する最新情報です。

このニューズレターにおいて解説 された内容に関し、追加的な情報を お求めの方は、エンゲージメント・ チームの担当者までご連絡ください。